

別記様式（第5条関係）

会 議 録

会議の名称		福津市地域交通体系協議会
開催日時		令和5年12月19日（火）10時00分～11時40分
開催場所		福津市役所 別館1階大ホール
委員名		<p>(1) 出席委員          傳勝博(代理：辻美貴善)、田中昭彦、吉住信哉、塩川浩一、高瀬徹二、森武晋一郎、山口尚志、蒲生守、櫻井章生、香月肇光、鈴木裕介、中村一枝、中尾文則、富松享一、長野健二、堤田達也</p> <p>(2) 欠席委員          なし</p>
所管課職員職氏名		<p>(都市整備部都市計画課)          福津市長：原崎智仁          都市計画課長：安永紳一郎          都市政策係長：津山哲夫          都市政策係：福原雄貴、三船浩史</p>
会 議	議 題 (内 容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ふくつミニバスの路線見直しについて</li> <li>(2) 公共交通網形成計画の改訂について</li> </ul> </li> <li>・ 報告事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ふくつミニバス路線見直し検討のガイドラインについて</li> </ul> </li> <li>・ その他             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域公共交通計画の作成と協議会の体制について</li> </ul> </li> </ul>
	公開・非公開 の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	1名
	資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2回福津市地域交通体系協議会 次第</li> <li>・ ふくつミニバスの路線見直しについて                   【資料1】</li> <li>・ 公共交通網形成計画の改訂について                   【資料2】</li> <li>・ ふくつミニバス路線見直し検討のガイドラインについて                   【資料3】</li> <li>・ 地域公共交通計画の作成と協議会の体制について                   【資料4】</li> </ul>
会議録の作成方針		<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録 記録内容の確認方法
その他の必要事項		

審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

○会長あいさつ

鈴木会長による挨拶。会議録の確認・署名委員の指名（塩川委員、櫻井委員）。協議会成立宣言（16名中16名出席）。会議公開の了承（傍聴1名）。

○審議事項

(1) ふくつミニバスの路線見直しについて

<議案書朗読>

<事務局説明>

山口委員 フリー乗降はできないか。

事務局 東福間・若木台線の一部区間にフリー乗降があるが、これは旧「ふくま〜る」路線のフリー乗降区間が継続しているもの。新規設定が可能かどうかは運輸支局の判断となる。

運輸支局 フリー乗降制度は現在も残っている。ただし警察との安全性協議や運転手の負担増も含め検討が必要。交通量の少ない地方では許可されるが、都市部では厳しい傾向にある。

蒲生委員 「松原」バス停の設置について、高齢者の道路横断が考えられるが、ゆめマート福津店に行く人の安全性について検討したか。また協議会の度にバス停設置を検討しているが、待合環境整備を含めたバス停設置を検討しているか。

事務局 安全性については、道路管理者・警察と協議の上、決定している。バス停位置については、市民生活に定着するまで、3年から5年程度かかると捉えている。今回の見直しでは大幅な位置変更は行わず、利便性向上のためのバス停の新設を行う。待合環境の整備は年に1ヵ所ずつ行っており、今後も継続の必要性を感じている。

蒲生委員 バスの停車位置に側道線の区切りや白線標示などは可能か。

事務局 県土整備事務所との協議が必要。

櫻井委員 外側線等の路面標示は安全性・通行性が確保できれば可能。

高瀬委員 「松原」バス停の写真を見る限り、停車についての危険性は見られない。高齢者が信号まで行かずに道路を横断するのは、どのバス停でも考えられる。停車位置の縁石に躓く危険性はある。

塩川委員 信号機がない横断歩道は停車義務がある。利便性は理解できるが、横断歩道を設置し、道路を複雑にするのは避けたい。

辻代理委員 アンケートの集計方法について、ふくつミニバス利用者と非利用者で分けて集計するように。

鈴木会長 『議案第11号 ふくつミニバスの路線見直しについて』異議がない方は挙手をお願いします。

<採決> (全会一致で可決)

(2) 公共交通網形成計画の改訂について

<議案書朗読>

<事務局説明>

山口委員 鐘崎まで補助する理由は。

田中委員 「津屋崎～鐘崎線」は旧宗像郡を運行する広域路線であり、当時から事業継続している。補助について、宗像市と福津市で運行頻度や距離で按分し、負担頂いている。また費用の3分の2相当は国・県からの補助を頂いている。

鈴木会長 『議案第12号 公共交通網形成計画の改訂について』異議がない方は挙手をお願いします。

<採決> (全会一致で可決)

○報告事項

(1) ふくつミニバス路線見直し検討のガイドラインについて

<事務局説明>

田中委員 ②臨時的な見直しの「路線バスの廃線、撤退があった場合」を「路線バスの廃線、撤退の申し出があった場合」に修正頂きたい。

事務局 承知した。

鈴木会長 事務局からの提案について承認いただけるか。

<採決> (異議なし、承認)

○その他

(1) 地域公共交通計画の作成と協議会の体制について

<事務局説明>

辻代理委員 法定協議会は、行政だけでなく事業者も含めた地域全体が運営主体となることで、輸送資源を最大限活用し、公共交通を維持確保していくというもの。事業者間の連携や他モード・他分野の連携が必要となる。

鈴木会長 今後は地域・事業者・行政が三位一体となり、お互いの意見を理解した上で議論することが重要。各々の意見を理解した上で情報を発信し、深く議論が行われるような場となるよう、事務局は協議会の体制整備に努めること。

蒲生委員 ライドシェアについて、本協議会で議論はされるか。また市および運行業者の考えはいかがか。

事務局 国会で正式に採択されれば検討していく。

塩川委員 ライドシェアについては、正式には決まっていないので現時点では言及できない。福津市は鉄道・バス・タクシーがあり全国的には恵まれている地域ではあるが、事業者は運行管理や2種免許取得、労働時間などのあらゆる縛りの中で運営している。それらについてどうなるのか、現時点では何もわかっていない。これから検討していくところである。

鈴木会長 10年以上前から人員不足の話は出ていたが、対処せず置き去りにされていた。問題が肥大化したから、事業者を潰して新たに始める、という事では、取り返しがつかなくなるタイミングでもある。福津市のあり方を模索するため、ライドシェアを含め議論し、勉強することも協議会としての役割である。

鈴木会長 他にご意見等ありますか。  
(意見等なし。会議終了)

上記会議録は事務局が作成したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和 年 月 日

福津市地域交通体系協議会

委員 \_\_\_\_\_ 印

福津市地域交通体系協議会

委員 \_\_\_\_\_ 印